

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月13日（令和6年（行情）諮問第687号及び同第688号）

答申日：令和8年7月3日（令和8年度（行情）答申第310号及び同第311号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる395文書（以下、順に「文書1」ないし「文書395」といい、本件請求文書1に係る「文書1」ないし「文書189」を「本件対象文書1」、本件請求文書2に係る「文書190」ないし「文書395」を「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年3月24日付け防官文第6169号、令和6年3月7日付け同第4984号、令和5年6月2日付け同第12037号及び令和6年3月7日付け同第4985号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）諮問第687号

ア 原処分1 関係

（ア）ないし（エ）（略）

（オ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(カ) ないし (ケ) (略)

イ 原処分 2 関係

(ア) 上記ア (オ) と同じ。

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書が存在しないか念のため確認を求める。

(オ) (略)

(2) 諮問第 6 8 8 号

ア 原処分 3 関係

(ア) ないし (エ) (略)

(オ) 上記 (1) ア (オ) と同じ。

(カ) ないし (ケ) (略)

イ 原処分 4 関係

(ア) 上記 (1) ア (オ) と同じ。

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 上記 (1) イ (エ) と同じ。

(オ) (略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第 6 8 7 号 (原処分 1 及び原処分 2 関係)

(1) 経緯

原処分 1 及び原処分 2 に係る開示請求 (以下「本件開示請求 1」という。) は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書 1 ないし文書 1 8 9 (本件対象文書 1) を特定した。

本件開示請求 1 については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 3 月 2 4 日付け防官文第 6 1 6 9 号により、文書 1 について、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 6 年 3 月 7 日付け防官文第 4 9 8 4 号により、文書 2 ないし文書 1 8 9 について、同条 3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 2) を行った。

諮問第 6 8 7 号の前提となる審査請求は、原処分 1 及び原処分 2 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまで

に長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表（本件対象文書1の関係部分）のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ ないしク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 諮問第688号（原処分3及び原処分4関係）

(1) 経緯

原処分3及び原処分4に係る開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書2を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年6月2日付け防官文第12037号により、文書190について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、令和6年3月7日付け防官文第4985号により、文書191ないし文書395について、同条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第688号の前提となる審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表（本件対象文書2の関係部分）のとおりであり、本件対象

文書2のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ (略)

エ 上記1(3)エと同じ(ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分3及び原処分4」に、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」にそれぞれ改める。)。

オ ないしク (略)

ケ 上記(3)ケと同じ(ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」にそれぞれ改める。)。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ① 令和6年6月13日 | 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第687号及び同第688号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同月28日 | 審議(同上) |
| ④ 令和8年6月5日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議(同上) |
| ⑤ 同月26日 | 令和6年(行情)諮問第687号及び同第688号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊基礎情報隊(以下「基礎情報隊」という。)の担当者が、収集した情報を基に作成した資料である。

イ 本件請求文書に該当する文書として、本件開示請求１時点において文書１ないし文書１８９を、本件開示請求２時点において文書１９０ないし文書３９５を、それぞれ保有していたが、その他には、本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

ウ 本件各審査請求を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(２) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は基礎情報隊において作成及び保有していたことから、これを特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(１)イ、上記第３の１(３)ケ及び同２(３)ケの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(１)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の１(２)及び同２(２)のとおり、別表に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(１) 別表番号１に掲げる不開示部分について

ア 内線番号

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の内線番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、外部からの不当な問合せや働き掛けが行われ、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

標記不開示部分には、基礎情報隊が作成した各国に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、

基礎情報隊が収集の上、取捨選択し、蓄積している情報の対象範囲及び同隊における情報収集の手法が明らかとなり、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

ア 内線番号

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の内線番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

標記不開示部分には、基礎情報隊が作成した各国に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(1)イと同様の理由により、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

ア 内線番号

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の内線番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ メールアドレス

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊のメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条

3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 隊員の氏名及び階級等

標記不開示部分には、情報資料作成者等の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ その他の部分

標記不開示部分には、基礎情報隊が作成した各国に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（1）イと同様の理由により、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（4）別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、基礎情報隊が作成した各国に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（1）イと同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（5）別表番号5に掲げる不開示部分について

ア 隊員の氏名及び階級等

標記不開示部分には、情報資料作成者等の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（3）ウと同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

標記不開示部分には、基礎情報隊が作成した各国に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（1）イと同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書の特

定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1 (諮問第 6 8 7 号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報。令和 4 年度

(2) 本件請求文書 2 (諮問第 6 8 8 号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報のうち防官文第 6 1 6 9 号 (2 0 2 3. 1. 2 4 - 本本 B 2 4 3 7) で残りの部分とされた全て、及び当該請求 (2 0 2 3. 1. 2 4 - 本本 B 2 4 3 7) の後に作成されたものの全て。

2 本件対象文書

(1) 諮問第 6 8 7 号

ア 原処分 1 関係

文書 1 【情報要求回答】 (令和 4 年 1 2 月 1 日)

イ 原処分 2 関係

文書 2 【情報要求回答】 (令和 4 年 4 月 5 日)

文書 3 【情報要求回答】 (令和 4 年 4 月 2 7 日)

文書 4 【情報要求回答】 (令和 4 年 5 月 1 2 日)

文書 5 【情報要求回答】 (令和 4 年 5 月 2 0 日)

文書 6 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 1 日) ①

文書 7 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 1 日) ②

文書 8 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 2 日) ①

文書 9 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 2 日) ②

文書 1 0 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 3 日) ①

文書 1 1 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 3 日) ②

文書 1 2 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 9 日)

文書 1 3 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 1 7 日)

文書 1 4 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 2 2 日)

文書 1 5 【情報要求回答】 (令和 4 年 6 月 3 0 日)

文書 1 6 【情報要求回答】 (令和 4 年 7 月 5 日)

文書 1 7 【情報要求回答】 (令和 4 年 7 月 7 日)

文書 1 8 【情報要求回答】 (令和 4 年 7 月 1 4 日)

文書 1 9 【情報要求回答】 (令和 4 年 7 月 2 0 日)

文書 2 0 【情報要求回答】 (令和 4 年 7 月 2 1 日)

文書 2 1 【情報要求回答】 (令和 4 年 8 月 4 日)

文書 2 2 【情報要求回答】 (令和 4 年 8 月 5 日)

文書 2 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 8 月 2 4 日)
文書 2 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 9 月 2 日)
文書 2 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 9 月 5 日)
文書 2 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 9 月 8 日)
文書 2 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 9 月 2 8 日) ①
文書 2 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 9 月 2 8 日) ②
文書 2 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 9 月 2 8 日) ③
文書 3 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 9 月 2 8 日) ④
文書 3 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 3 日) ①
文書 3 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 3 日) ②
文書 3 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 3 日) ③
文書 3 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 3 日) ④
文書 3 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 4 日) ①
文書 3 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 4 日) ②
文書 3 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 5 日) ①
文書 3 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 5 日) ②
文書 3 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 6 日) ①
文書 4 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 6 日) ②
文書 4 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 6 日) ③
文書 4 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 7 日) ①
文書 4 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 7 日) ②
文書 4 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 1 日) ①
文書 4 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 1 日) ②
文書 4 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 2 日) ①
文書 4 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 2 日) ②
文書 4 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 3 日) ①
文書 4 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 3 日) ②
文書 5 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 3 日) ③
文書 5 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 4 日) ①
文書 5 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 4 日) ②
文書 5 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 7 日) ①
文書 5 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 7 日) ②
文書 5 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 7 日) ③
文書 5 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 7 日) ④
文書 5 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 8 日) ①
文書 5 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 8 日) ②
文書 5 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 9 日) ①
文書 6 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 9 日) ②

文書 6 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 1 9 日) ③
文書 6 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 0 日) ①
文書 6 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 0 日) ②
文書 6 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 1 日)
文書 6 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 4 日)
文書 6 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 5 日) ①
文書 6 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 5 日) ②
文書 6 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 5 日) ③
文書 6 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 6 日) ①
文書 7 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 6 日) ②
文書 7 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 6 日) ③
文書 7 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 6 日) ④
文書 7 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 6 日) ⑤
文書 7 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 6 日) ⑥
文書 7 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 7 日) ①
文書 7 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 7 日) ②
文書 7 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 7 日) ③
文書 7 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 7 日) ④
文書 7 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 8 日) ①
文書 8 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 8 日) ②
文書 8 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 2 8 日) ③
文書 8 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 3 1 日) ①
文書 8 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 3 1 日) ②
文書 8 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 3 1 日) ③
文書 8 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 0 月 3 1 日) ④
文書 8 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 1 日) ①
文書 8 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 1 日) ②
文書 8 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 1 日) ③
文書 8 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 1 日) ④
文書 9 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 1 日) ⑤
文書 9 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 日) ①
文書 9 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 日) ②
文書 9 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 日) ③
文書 9 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 4 日)
文書 9 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 7 日) ①
文書 9 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 7 日) ②
文書 9 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 8 日)
文書 9 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 9 日)

文書 9 9 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 0 日）

文書 1 0 0 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 1 日）①

文書 1 0 1 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 1 日）②

文書 1 0 2 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 4 日）①

文書 1 0 3 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 4 日）②

文書 1 0 4 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 5 日）①

文書 1 0 5 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 5 日）②

文書 1 0 6 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 5 日）③

文書 1 0 7 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 5 日）④

文書 1 0 8 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 5 日）⑤

文書 1 0 9 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）①

文書 1 1 0 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）②

文書 1 1 1 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）③

文書 1 1 2 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）④

文書 1 1 3 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）⑤

文書 1 1 4 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 7 日）①

文書 1 1 5 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 7 日）②

文書 1 1 6 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 7 日）③

文書 1 1 7 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 7 日）④

文書 1 1 8 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 7 日）⑤

文書 1 1 9 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 8 日）①

文書 1 2 0 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 8 日）②

文書 1 2 1 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 8 日）③

文書 1 2 2 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 8 日）④

文書 1 2 3 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 1 8 日）⑤

文書 1 2 4 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）①

文書 1 2 5 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）②

文書 1 2 6 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）③

文書 1 2 7 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）④

文書 1 2 8 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 2 日）①

文書 1 2 9 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 2 日）②

文書 1 3 0 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）①

文書 1 3 1 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）②

文書 1 3 2 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）③

文書 1 3 3 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）④

文書 1 3 4 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）⑤

文書 1 3 5 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）⑥

文書 1 3 6 【情報要求回答】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）⑦

文書 1 3 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 4 日) ⑧
文書 1 3 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 4 日) ⑨
文書 1 3 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 4 日) ⑩
文書 1 4 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 4 日) ⑪
文書 1 4 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 9 日) ①
文書 1 4 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 9 日) ②
文書 1 4 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 2 9 日) ③
文書 1 4 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 3 0 日) ①
文書 1 4 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 3 0 日) ②
文書 1 4 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 3 0 日) ③
文書 1 4 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 1 月 3 0 日) ④
文書 1 4 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 日) ①
文書 1 4 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 日) ②
文書 1 5 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 2 日) ①
文書 1 5 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 2 日) ②
文書 1 5 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 6 日) ①
文書 1 5 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 6 日) ②
文書 1 5 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 6 日) ③
文書 1 5 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 7 日) ①
文書 1 5 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 7 日) ②
文書 1 5 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 7 日) ③
文書 1 5 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 7 日) ④
文書 1 5 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 8 日) ①
文書 1 6 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 8 日) ②
文書 1 6 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 8 日) ③
文書 1 6 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 9 日) ①
文書 1 6 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 9 日) ②
文書 1 6 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 9 日) ③
文書 1 6 5	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 9 日) ④
文書 1 6 6	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 9 日) ⑤
文書 1 6 7	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 2 日) ①
文書 1 6 8	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 2 日) ②
文書 1 6 9	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 2 日) ③
文書 1 7 0	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 2 日) ④
文書 1 7 1	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 3 日) ①
文書 1 7 2	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 3 日) ②
文書 1 7 3	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 3 日) ③
文書 1 7 4	【情報要求回答】	(令和 4 年 1 2 月 1 4 日) ①

文書175 【情報要求回答】（令和4年12月14日）②
文書176 【情報要求回答】（令和4年12月14日）③
文書177 【情報要求回答】（令和4年12月14日）④
文書178 【情報要求回答】（令和4年12月14日）⑤
文書179 【情報要求回答】（令和4年12月15日）①
文書180 【情報要求回答】（令和4年12月15日）②
文書181 【情報要求回答】（令和4年12月16日）
文書182 【情報要求回答】（令和4年12月19日）
文書183 【情報要求回答】（令和4年12月20日）①
文書184 【情報要求回答】（令和4年12月20日）②
文書185 【情報要求回答】（令和4年12月21日）①
文書186 【情報要求回答】（令和4年12月21日）②
文書187 【情報要求回答】（令和4年12月21日）③
文書188 【情報要求回答】（令和4年12月21日）④
文書189 【情報要求回答】（令和4年12月21日）⑤

（2）諮問第688号

ア 原処分3関係

文書190 情報要求回答（令和5年3月10日）

イ 原処分4関係

文書191 文書2と同じ。
文書192 文書3と同じ。
文書193 文書4と同じ。
文書194 文書5と同じ。
文書195 文書6と同じ。
文書196 文書7と同じ。
文書197 文書8と同じ。
文書198 文書9と同じ。
文書199 文書10と同じ。
文書200 文書11と同じ。
文書201 文書12と同じ。
文書202 文書13と同じ。
文書203 文書14と同じ。
文書204 文書15と同じ。
文書205 文書16と同じ。
文書206 文書17と同じ。
文書207 文書18と同じ。
文書208 文書19と同じ。
文書209 文書20と同じ。

文書 2 1 0	文書 2 1 と同じ。
文書 2 1 1	文書 2 2 と同じ。
文書 2 1 2	文書 2 3 と同じ。
文書 2 1 3	文書 2 4 と同じ。
文書 2 1 4	文書 2 5 と同じ。
文書 2 1 5	文書 2 6 と同じ。
文書 2 1 6	文書 2 7 と同じ。
文書 2 1 7	文書 2 8 と同じ。
文書 2 1 8	文書 2 9 と同じ。
文書 2 1 9	文書 3 0 と同じ。
文書 2 2 0	文書 3 1 と同じ。
文書 2 2 1	文書 3 2 と同じ。
文書 2 2 2	文書 3 3 と同じ。
文書 2 2 3	文書 3 4 と同じ。
文書 2 2 4	文書 3 5 と同じ。
文書 2 2 5	文書 3 6 と同じ。
文書 2 2 6	文書 3 7 と同じ。
文書 2 2 7	文書 3 8 と同じ。
文書 2 2 8	文書 3 9 と同じ。
文書 2 2 9	文書 4 0 と同じ。
文書 2 3 0	文書 4 1 と同じ。
文書 2 3 1	文書 4 2 と同じ。
文書 2 3 2	文書 4 3 と同じ。
文書 2 3 3	文書 4 4 と同じ。
文書 2 3 4	文書 4 5 と同じ。
文書 2 3 5	文書 4 6 と同じ。
文書 2 3 6	文書 4 7 と同じ。
文書 2 3 7	文書 4 8 と同じ。
文書 2 3 8	文書 4 9 と同じ。
文書 2 3 9	文書 5 0 と同じ。
文書 2 4 0	文書 5 1 と同じ。
文書 2 4 1	文書 5 2 と同じ。
文書 2 4 2	文書 5 3 と同じ。
文書 2 4 3	文書 5 4 と同じ。
文書 2 4 4	文書 5 5 と同じ。
文書 2 4 5	文書 5 6 と同じ。
文書 2 4 6	文書 5 7 と同じ。
文書 2 4 7	文書 5 8 と同じ。

文書 2 4 8	文書 5 9 と同じ。
文書 2 4 9	文書 6 0 と同じ。
文書 2 5 0	文書 6 1 と同じ。
文書 2 5 1	文書 6 2 と同じ。
文書 2 5 2	文書 6 3 と同じ。
文書 2 5 3	文書 6 4 と同じ。
文書 2 5 4	文書 6 5 と同じ。
文書 2 5 5	文書 6 6 と同じ。
文書 2 5 6	文書 6 7 と同じ。
文書 2 5 7	文書 6 8 と同じ。
文書 2 5 8	文書 6 9 と同じ。
文書 2 5 9	文書 7 0 と同じ。
文書 2 6 0	文書 7 1 と同じ。
文書 2 6 1	文書 7 2 と同じ。
文書 2 6 2	文書 7 3 と同じ。
文書 2 6 3	文書 7 4 と同じ。
文書 2 6 4	文書 7 5 と同じ。
文書 2 6 5	文書 7 6 と同じ。
文書 2 6 6	文書 7 7 と同じ。
文書 2 6 7	文書 7 8 と同じ。
文書 2 6 8	文書 7 9 と同じ。
文書 2 6 9	文書 8 0 と同じ。
文書 2 7 0	文書 8 1 と同じ。
文書 2 7 1	文書 8 2 と同じ。
文書 2 7 2	文書 8 3 と同じ。
文書 2 7 3	文書 8 4 と同じ。
文書 2 7 4	文書 8 5 と同じ。
文書 2 7 5	文書 8 6 と同じ。
文書 2 7 6	文書 8 7 と同じ。
文書 2 7 7	文書 8 8 と同じ。
文書 2 7 8	文書 8 9 と同じ。
文書 2 7 9	文書 9 0 と同じ。
文書 2 8 0	文書 9 1 と同じ。
文書 2 8 1	文書 9 2 と同じ。
文書 2 8 2	文書 9 3 と同じ。
文書 2 8 3	文書 9 4 と同じ。
文書 2 8 4	文書 9 5 と同じ。
文書 2 8 5	文書 9 6 と同じ。

文書 2 8 6	文書 9 7 と同じ。
文書 2 8 7	文書 9 8 と同じ。
文書 2 8 8	文書 9 9 と同じ。
文書 2 8 9	文書 1 0 0 と同じ。
文書 2 9 0	文書 1 0 1 と同じ。
文書 2 9 1	文書 1 0 2 と同じ。
文書 2 9 2	文書 1 0 3 と同じ。
文書 2 9 3	文書 1 0 4 と同じ。
文書 2 9 4	文書 1 0 5 と同じ。
文書 2 9 5	文書 1 0 6 と同じ。
文書 2 9 6	文書 1 0 7 と同じ。
文書 2 9 7	文書 1 0 8 と同じ。
文書 2 9 8	文書 1 0 9 と同じ。
文書 2 9 9	文書 1 1 0 と同じ。
文書 3 0 0	文書 1 1 1 と同じ。
文書 3 0 1	文書 1 1 2 と同じ。
文書 3 0 2	文書 1 1 3 と同じ。
文書 3 0 3	文書 1 1 4 と同じ。
文書 3 0 4	文書 1 1 5 と同じ。
文書 3 0 5	文書 1 1 6 と同じ。
文書 3 0 6	文書 1 1 7 と同じ。
文書 3 0 7	文書 1 1 8 と同じ。
文書 3 0 8	文書 1 1 9 と同じ。
文書 3 0 9	文書 1 2 0 と同じ。
文書 3 1 0	文書 1 2 1 と同じ。
文書 3 1 1	文書 1 2 2 と同じ。
文書 3 1 2	文書 1 2 3 と同じ。
文書 3 1 3	文書 1 2 4 と同じ。
文書 3 1 4	文書 1 2 5 と同じ。
文書 3 1 5	文書 1 2 6 と同じ。
文書 3 1 6	文書 1 2 7 と同じ。
文書 3 1 7	文書 1 2 8 と同じ。
文書 3 1 8	文書 1 2 9 と同じ。
文書 3 1 9	文書 1 3 0 と同じ。
文書 3 2 0	文書 1 3 1 と同じ。
文書 3 2 1	文書 1 3 2 と同じ。
文書 3 2 2	文書 1 3 3 と同じ。
文書 3 2 3	文書 1 3 4 と同じ。

文書 3 2 4	文書 1 3 5 と同じ。
文書 3 2 5	文書 1 3 6 と同じ。
文書 3 2 6	文書 1 3 7 と同じ。
文書 3 2 7	文書 1 3 8 と同じ。
文書 3 2 8	文書 1 3 9 と同じ。
文書 3 2 9	文書 1 4 0 と同じ。
文書 3 3 0	文書 1 4 1 と同じ。
文書 3 3 1	文書 1 4 2 と同じ。
文書 3 3 2	文書 1 4 3 と同じ。
文書 3 3 3	文書 1 4 4 と同じ。
文書 3 3 4	文書 1 4 5 と同じ。
文書 3 3 5	文書 1 4 6 と同じ。
文書 3 3 6	文書 1 4 7 と同じ。
文書 3 3 7	文書 1 4 8 と同じ。
文書 3 3 8	文書 1 4 9 と同じ。
文書 3 3 9	文書 1 5 0 と同じ。
文書 3 4 0	文書 1 5 1 と同じ。
文書 3 4 1	文書 1 5 2 と同じ。
文書 3 4 2	文書 1 5 3 と同じ。
文書 3 4 3	文書 1 5 4 と同じ。
文書 3 4 4	文書 1 5 5 と同じ。
文書 3 4 5	文書 1 5 6 と同じ。
文書 3 4 6	文書 1 5 7 と同じ。
文書 3 4 7	文書 1 5 8 と同じ。
文書 3 4 8	文書 1 5 9 と同じ。
文書 3 4 9	文書 1 6 0 と同じ。
文書 3 5 0	文書 1 6 1 と同じ。
文書 3 5 1	文書 1 6 2 と同じ。
文書 3 5 2	文書 1 6 3 と同じ。
文書 3 5 3	文書 1 6 4 と同じ。
文書 3 5 4	文書 1 6 5 と同じ。
文書 3 5 5	文書 1 6 6 と同じ。
文書 3 5 6	文書 1 6 7 と同じ。
文書 3 5 7	文書 1 6 8 と同じ。
文書 3 5 8	文書 1 6 9 と同じ。
文書 3 5 9	文書 1 7 0 と同じ。
文書 3 6 0	文書 1 7 1 と同じ。
文書 3 6 1	文書 1 7 2 と同じ。

文書 3 6 2	文書 1 7 3 と同じ。
文書 3 6 3	文書 1 7 4 と同じ。
文書 3 6 4	文書 1 7 5 と同じ。
文書 3 6 5	文書 1 7 6 と同じ。
文書 3 6 6	文書 1 7 7 と同じ。
文書 3 6 7	文書 1 7 8 と同じ。
文書 3 6 8	文書 1 7 9 と同じ。
文書 3 6 9	文書 1 8 0 と同じ。
文書 3 7 0	文書 1 8 1 と同じ。
文書 3 7 1	文書 1 8 2 と同じ。
文書 3 7 2	文書 1 8 3 と同じ。
文書 3 7 3	文書 1 8 4 と同じ。
文書 3 7 4	文書 1 8 5 と同じ。
文書 3 7 5	文書 1 8 6 と同じ。
文書 3 7 6	文書 1 8 7 と同じ。
文書 3 7 7	文書 1 8 8 と同じ。
文書 3 7 8	文書 1 8 9 と同じ。
文書 3 7 9	【情報要求回答】（令和 5 年 1 月 3 1 日）
文書 3 8 0	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 2 日）
文書 3 8 1	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 6 日）
文書 3 8 2	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 7 日）
文書 3 8 3	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 8 日）
文書 3 8 4	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 9 日）①
文書 3 8 5	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 9 日）②
文書 3 8 6	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 1 4 日）
文書 3 8 7	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 1 5 日）
文書 3 8 8	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 1 6 日）
文書 3 8 9	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 1 7 日）
文書 3 9 0	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 2 0 日）
文書 3 9 1	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 2 1 日）
文書 3 9 2	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 2 2 日）
文書 3 9 3	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 2 7 日）①
文書 3 9 4	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 2 7 日）②
文書 3 9 5	【情報要求回答】（令和 5 年 2 月 2 8 日）

別表（不開示とした部分及び理由）

	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、情報を得ようとする者からの問い合わせや不当な働きかけが行われ、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2	文書 1 9 0	1 枚目の一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、情報を得ようとする者からの問い合わせや不当な働きかけが行われ、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該

			当するため不開示とした。
3	文書3ないし文書8、文書11、文書12、文書14、文書16、文書19、文書24、文書31ないし文書35、文書37ないし文書42、文書44ないし文書46、文書48ないし文書68、文書70ないし文書80、文書82ないし文書84、文書87ないし文書108、文書110ないし文書117、文書119ないし文書139、文書141ないし文書158、文書160、文書161、文書163ないし文書189、文書192ないし文書197、文書200、文書201、文書203、文書205、文書208、文書213、文書220ないし文書224、文書226ないし文書231、文書233ないし文書235、	1枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、情報を得ようとする者からの問い合わせや不当な働きかけが行われ、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

	文書 2 3 7 ないし 文書 2 5 7、文書 2 5 9 ないし文書 2 6 9、文書 2 7 1 ないし文書 2 7 3、文書 2 7 6 な いし文書 2 9 7、 文書 2 9 9 ないし 文書 3 0 6、文書 3 0 8 ないし文書 3 2 8、文書 3 3 0 ないし文書 3 4 7、文書 3 4 9、 文書 3 5 0、文書 3 5 2 ないし文書 3 7 9、文書 3 8 5 及び文書 3 9 4		
	文書 1 5 及び文書 2 0 4	2 枚目の一部	
	文書 2 3 及び文書 2 1 2	3 枚目の内容の全 て	
	文書 3 8 0	2 枚目ないし 4 枚 目のそれぞれ内容 の全て	
4	文書 1	2 枚目及び 3 枚目 のそれぞれページ 番号を除く全て	自衛隊の情報業務に関する 情報であり、これを公にする ことにより、防衛省・自衛隊 の情報関心及び情報の収集、 分析能力が推察され、自衛隊 の任務の効果的な遂行に支障 を及ぼし、ひいては我が国の 安全を害するおそれがあるこ とから、法 5 条 3 号に該当す るため不開示とした。
	文書 1 9 0	2 枚目ないし 1 2 枚目のそれぞれペ ージ番号を除くす べて	
5	文書 2、文書 9、 文書 1 0、文書 1 3、文書 1 8、文	1 枚目及び 2 枚目 のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報業務に 関する情報であり、これを公 にすることにより、自衛隊の

	書 109、文書 191、文書 198、文書 199、文書 202、文書 207 及び 文書 298		情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4、文書 41、文書 48、文書 63、文書 89、文書 101、文書 115、文書 127、文書 128、文書 161、文書 193、文書 230、文書 237、文書 252、文書 278、文書 290、文書 304、文書 316、文書 317 及び 文書 350	2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 6、文書 82、文書 83、文書 95 ないし 文書 97、文書 104、文書 106、文書 131、文書 136 ないし 文書 139、文書 141、文書 149、文書 156、文書 165、文書 169、文書 176、文書 185、文書 186、文書 195、文書 271、文書 272、文書	2 枚目の内容の全て	

	2 8 4 ないし文書 2 8 6、文書 2 9 3、文書 2 9 5、 文書 3 2 0、文書 3 2 5 ないし文書 3 2 8、文書 3 3 0、文書 3 3 8、 文書 3 4 5、文書 3 5 4、文書 3 5 8、文書 3 6 5、 文書 3 7 4 及び文 書 3 7 5		
	文書 7、文書 3 7、文書 4 2、文 書 4 6、文書 4 9、文書 5 7、文 書 5 9、文書 6 4、文書 6 6、文 書 6 7、文書 1 0 2、文書 1 0 5、 文書 1 0 7、文書 1 1 0、文書 1 1 4、文書 1 1 6、 文書 1 2 1、文書 1 2 5、文書 1 3 2、文書 1 4 3、 文書 1 4 5、文書 1 4 6、文書 1 5 0、文書 1 5 1、 文書 1 7 0、文書 1 7 3、文書 1 7 7、文書 1 8 0、 文書 1 8 2、文書 1 8 8、文書 1 9 6、文書 2 2 6、 文書 2 3 1、文書 2 3 5、文書 2 3	2 枚目ないし 4 枚 目のそれぞれ内容 の全て	

	8、文書246、 文書248、文書 253、文書25 5、文書256、 文書291、文書 294、文書29 6、文書299、 文書303、文書 305、文書31 0、文書314、 文書321、文書 332、文書33 4、文書335、 文書339、文書 340、文書35 9、文書362、 文書366、文書 369、文書37 1及び文書377		
	文書8及び文書1 97	2枚目ないし20 枚目のそれぞれ全 て	
	文書11、文書5 6、文書74、文 書158、文書2 00、文書24 5、文書263及 び文書347	2枚目ないし10 枚目のそれぞれ内 容の全て	
	文書12及び文書 201	2枚目の一部	
		3枚目ないし7枚 目のそれぞれ内容 の全て	
	文書14、文書3 2、文書34、文 書38、文書3 9、文書44、文 書51ないし文書	2枚目及び3枚目 のそれぞれ内容の 全て	

5 3、文書 6 0 ないし文書 6 2、文書 7 0 ないし文書 7 3、文書 7 6 ないし文書 7 8、文書 8 0、文書 8 7、文書 8 8、文書 9 0、文書 1 0 3、文書 1 1 1、文書 1 1 2、文書 1 2 0、文書 1 2 2 ないし文書 1 2 4、文書 1 3 4、文書 1 3 5、文書 1 4 2、文書 1 5 3 ないし文書 1 5 5、文書 1 5 7、文書 1 6 0、文書 1 6 4、文書 1 6 6 ないし文書 1 6 8、文書 1 7 1、文書 1 7 2、文書 1 7 8、文書 1 8 4、文書 1 8 7、文書 2 0 3、文書 2 2 1、文書 2 2 3、文書 2 2 7、文書 2 2 8、文書 2 3 3、文書 2 4 0 ないし文書 2 4 2、文書 2 4 9 ないし文書 2 5 1、文書 2 5 9 ないし文書 2 6 2、文書 2 6 5 ないし文書 2 6 7、文書 2 6 9、文書 2 7 6、		
--	--	--

	文書 277、文書 279、文書 292、文書 300、文書 301、文書 309、文書 311 ないし 文書 313、文書 323、文書 324、文書 331、文書 342 ないし 文書 344、文書 346、文書 349、文書 353、文書 355 ないし 文書 357、文書 360、文書 361、文書 367、文書 373、文書 376 及び 文書 385		
	文書 15 及び 文書 204	1 枚目の一部 3 枚目の内容の全て	
	文書 16 及び 文書 205	2 枚目ないし 8 枚目、16 枚目、17 枚目、19 枚目、24 枚目、26 枚目、28 枚目、30 枚目及び 32 枚目のそれぞれ内容の全て 9 枚目ないし 15 枚目、18 枚目、20 枚目ないし 23 枚目、25 枚目、27 枚目、29 枚目、31 枚目及び 33 枚目のそ	

		れぞれ全て	
	文書 1 7、文書 2 1、文書 2 5、文書 2 0 6、文書 2 1 0 及び文書 2 1 4	1 枚目の一部	
	文書 1 9、文書 3 3、文書 5 4、文書 7 9、文書 8 4、文書 9 4、文書 1 0 0、文書 1 1 3、文書 1 2 6、文書 1 3 0、文書 1 4 4、文書 1 4 7、文書 1 4 8、文書 1 7 9、文書 2 0 8、文書 2 2 2、文書 2 4 3、文書 2 6 8、文書 2 7 3、文書 2 8 3、文書 2 8 9、文書 3 0 2、文書 3 1 5、文書 3 1 9、文書 3 3 3、文書 3 3 6、文書 3 3 7 及び文書 3 6 8	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 2 0、文書 3 6、文書 4 3、文書 4 7、文書 8 1、文書 8 5、文書 1 1 8、文書 2 0 9、文書 2 2 5、文書 2 3 2、文書 2 3 6、文書 2 7 0、文書 2 7 4、文書 3 0 7 及	全て	

	び文書 3 8 2	
	文書 2 2、文書 2 3、文書 1 6 2、文書 2 1 1、文書 2 1 2 及び文書 3 5 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て
	文書 2 6 及び文書 2 1 5	1 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ内容の全て
	文書 2 7 及び文書 2 1 6	1 枚目の一部
		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ内容の全て
	文書 2 8 及び文書 2 1 7	1 枚目の一部
		2 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ内容の全て
	文書 2 9 及び文書 2 1 8	1 枚目の一部
		2 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ内容の全て
	文書 3 0 及び文書 2 1 9	1 枚目の一部
		2 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ内容の全て
	文書 3 1 及び文書 2 2 0	2 枚目ないし 2 7 枚目のそれぞれ内容の全て
	文書 3 5、文書 5 5、文書 9 9、文書 1 6 3、文書 1 7 5、文書 2 2 4、文書 2 4 4、文書 2 8 8、文書 3 5 2 及び文書 3 6 4	2 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ内容の全て
	文書 4 0、文書 9	2 枚目ないし 1 3

2、文書129、 文書229、文書 281及び文書3 18	枚目のそれぞれ内 容の全て	
文書45及び文書 234	2枚目ないし11 枚目のそれぞれ内 容の全て	
文書50、文書5 8、文書65、文 書91、文書10 8、文書117、 文書119、文書 189、文書23 9、文書247、 文書254、文書 280、文書29 7、文書306、 文書308及び文 書378	2枚目ないし7枚 目のそれぞれ内容 の全て	
文書68、文書7 5、文書152、 文書183、文書 257、文書26 4、文書341及 び文書372	2枚目ないし8枚 目のそれぞれ内容 の全て	
文書69及び文書 258	1枚目の一部	
	2枚目及び3枚目 のそれぞれ内容の 全て	
文書86、文書1 59、文書275 及び文書348	1枚目ないし3枚 目のそれぞれ一部	
文書93、文書1 74、文書282 及び文書363	2枚目ないし12 枚目のそれぞれ内 容の全て	
文書98及び文書 287	2枚目ないし22 枚目のそれぞれ内	

		容の全て	
	文書 1 3 3 及び文書 3 2 2	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ内容の全て	
		5 枚目の全て	
	文書 1 4 0、文書 3 2 9 及び文書 3 8 1	1 枚目の一部	
		2 枚目の全て	
	文書 1 8 1 及び文書 3 7 0	2 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ内容の全て	
		6 枚目の全て	
	文書 3 7 9	2 枚目ないし 2 9 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 3 8 0	1 枚目の内容の全て	
	文書 3 8 3 及び文書 3 8 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て	
		3 枚目の全て	
	文書 3 8 6	1 枚目の内容の全て	
		2 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ全て	
	文書 3 8 7、文書 3 8 9、文書 3 9 1、文書 3 9 3 及び文書 3 9 5	1 枚目の内容の全て	
		2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ全て	
	文書 3 8 8	1 枚目の内容の全て	
		2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ全て	
	文書 3 9 0	1 枚目の内容の全て	
		2 枚目ないし 4 枚	

		目のそれぞれ全て	
	文書 3 9 2	1 枚目の内容の全て	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ全て	
	文書 3 9 4	2 枚目の一部	
		3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ内容の全て	